

領 収 証

佐野市議会議員 田所良夫 様 No. _____

¥ 153,450 -

但

入金日 2024 年 4 月 30 日 上記正に領収いたしました

〒327-0022 栃木県佐野市高砂町2866-1
佐野ビジネスセンタービル西館1階

株式会社 秋 栄 堂

代表取締役 秋 野 泰 宏

TEL 0283-23-2120



内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

200円

〒

納 品 書

株式会社 秋栄堂

代表取締役 秋野泰宏

〒327-0022 栃木県佐野市高砂町2866-1 西館1階

TEL:0283-23-2120 FAX:0283-24-5602

佐野市議会議員 田所良夫 様

伝票日付	伝票番号	得意先コード	担当者
2024/04/09	8833	1 320088	小野沢 晶子

受注No	商 品 名	数 量	単 価	金 額	消 費 税
60009300	市議会報告(第20号) 印刷代	4500		117,500	
60009300	折込立替代	4000	5.500	22,000	
(備考)	2024.4/9(火)朝刊折込		小 計	139,500	13,950
			伝票合計	153,450	

領 収 証

佐野市議会議員 田所良夫 様 No. _____

¥ 437,580-

但

入金日 2025 年 3 月 28 日 上記正に領収いたしました

〒327-0022 栃木県佐野市高砂町2866-1
佐野ビジネスセンタービル西館1階

株式会社 秋 栄 堂

代表取締役 秋 野 泰 宏

TEL 0283-23-2120

〒

納 品 書

株式会社 秋栄堂

代表取締役 秋野泰宏

〒327-0022 栃木県佐野市高砂町2866-1 西館1階

TEL:0283-23-2120 FAX:0283-24-5602

佐野市議会議員 田所良夫 様

伝票日付	伝票番号	得意先コード	担当者
2025/03/28	12061 1	320088	小野沢 晶子

受注No	商 品 名	数 量	単 価	金 額	消 費 税
60013412	市議会報告(令和7年3月発行)印刷代	28000	9.350	261,800	
60013412	折込立替代	27200	5.000	136,000	
(備考)	市内全域朝刊折込 手配用800部		小 計 伝票合計	397,800 437,580	39,780



田所良夫 議員

田所よしお 議会報告書

令和6年3月 発行 第20号

発行者

田所良夫

事務局

佐野市赤見町3256
電話 0283-25-0233

令和5年9月・令和6年3月の
一般質問の一部を報告いたします。

＼ どうなる市長公約 /

- ・ 出流原パーキングエリア周辺100ha開発
- ・ 目玉の公約国際防災拠点の創設
- ・ 防災関連企業の誘致

一般質問(令和5年9月)

質 問

出流原PA周辺総合物流開発整備構想の中止決定の理由と、なぜそう考えたのか、そのことによる市政への影響と責任をどう考えているのかお伺いいたします。

市長答弁

整備を進めるうえで必要不可欠な用地の買収が困難であり、不要な心配や混乱を招く恐れがあることから不本意ながら市が事業主体となったAゾーンの開発整備は、断念させていただきました。市政への影響責任については市民の皆様や事業者の皆様にはこのような結果になったことをについてお詫び申し上げます。(抜粋)

質 問

現状は、Aゾーン整備断念により大きな遺失利益が生じてしまったと感じます。市は、責任を放棄したのです。市長自ら一度もお願いに行かず、交渉も数回しかやらない、そんなことでAゾーンの中止を決めることは、あまりにも市長として、市政を預かる身として自分勝手で無責任と思いませんか。責任を感じるか感じないかお答えできますか。

産業スポーツ部長答弁

民間開発による支援を行うことで市としましても引き続き出流原PA周辺総合物流開発整備につきましては事業を推進してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。(抜粋)

(田所良夫発言) 時間なく再質問できず

市長公約も、中期基本計画の最高責任者は、あなた金子市長自身です。それを、いとも簡単に土地を買えないから事業を中止する、その程度の認識なのですか。車に例えれば、アクセルとブレーキを同時に踏んでいるようなものです。これではエンジンが持たないです。支離滅裂です。この矛盾を、国、県、ネクスコ東日本のほか、関係者へどのように説明していきますか、お伺いしたいところですが時間ありませんから……割愛

天明鋳物街づくりについて

善良な市民からお手紙を頂き
共鳴共感し市民の声とともに提案質問する。

田所よしお 質問(お手紙より抜粋)

佐野市においては、佐野に残された鋳物を作る道具類が、国の重要民俗文化財に指定されることが話題になり、鋳物に対する関心が高まっております。また今年の2月の、「広報さの」に「天明鋳物師の足跡をたどる」と言う記事が載っており、これによれば、天明鋳物師が作った神社の鳥居やお寺の梵鐘(釣り鐘)などが関東地方はもとより、東北地方や関西にまで存在するなど、佐野は江戸時代前から鋳物の街として知られていたことが紹介されておりました。



指定区分:国認定重要美術品



指定区分:市指定有形文化財

現在、佐野市内には文化財に指定されている天明鋳物が数多く残されており、さらに昨今は佐野で作られた茶の湯で使う茶釜や花入れが



江田工房

伝統工芸展において入賞するなど佐野の鋳物師の活躍は高く評価されており、佐野の地域活躍化を図る一環として、天明鋳物を活用することを提案したいと考えております。

例えば一つの例として、毎日夕方五時になると、佐野市全域に「夕焼け小焼けで日が暮れて、山のお寺の鐘が鳴る…」という音楽が防災無線から流れてまいりますが、今後はこの歌に引き続いて鋳物の街として知られた天明鋳物を代表する梵鐘の鐘の音を付け加えて(鳴らしたら)放送したらいかがでしょうか。



指定区分：市指定有形文化財



指定区分：市指定有形文化財



指定区分：県指定有形文化財

出典：佐野市の文化財

産業スポーツ文化部長答弁

ご提案の件につきましては、天明鋳物をPRする手段として、様々な課題をクリアできるよう考えてまいります。



田所良夫 議員

田所よしお 議会報告書

令和7年3月 発行 第21号

発行者

田 所 良 夫

事務局

佐野市赤見町3256

電話 0283-25-0233

令和7年第1回定例会
一般質問の一部を報告いたします。

＼ どうなる我が佐野市 /

今まさかの時代を迎えてしまった、100条
委員会の影響は？ **金子市長を偽証で告発へ
賛成多数で可決された。**

一般質問(令和7年2月)

田所よしお 質問

本市における指定管理者制度の在り方調査特別委員会、
地方自治法第100条の権限を委託したことにより多数の証人
喚問が行われ、新聞メディア、報道等で情報が拡散されており、
市民の関心、注目を集めているところであります。市長におかれ
ましてはこれらの状況をどう受け止め、どのように市政運営を
進めていくべきとお考えですか。

市長答弁(抜粋)

このたびの地方自治法第100条に基づく調査という事態に
なったことに関し、私としては重く受け止め、市民の皆様には大変
ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

再質問

今市民は、不安と混乱の中で葛藤しており、出流原Aゾーン、10.6ヘクタール開発で学習したではないですか、**市民の不安と混乱を招くために断念**すると。**今こそ市政運営継続の断念を検討すべきではないでしょうか。**人とのつながりをあらゆる場所で分断してしまうのではないのでしょうか。地域、団体、業界グループ、親戚、友人、私にとっては私の家庭内もこれでもめております。**政争の街にしてはならないと思います。対立軸を作ってはならない、ここはいったん引いてみてはいかがですか、**政治活動から。そして、やがて20年後30年後の仕組みづくりのためにも市長の求めているところではないのでしょうか。そして復帰して、尊敬する先輩とお話した街づくりをしようではありませんか。皆さんそれを求めていますよ、議員も市民も、今あらゆるところで対立軸を作って、私の家庭も崩壊寸前です。私も大変つらいです、家庭にあっても外へ行っても、私も議員をここで、今限りで辞めたいと思います。**市長 一旦ここは引いて、また復帰しようではありませんか。**ユートピアの佐野市を創ろうではありませんか、これは、市長の施政方針の下ではないのでしょうか、人のつながりをすべての根底におき、佐野市民の安全、安心な暮らし、健やかな暮らし、この持続可能な道を11万3千人が手をつないで、夢と希望をもって生きられる佐野市を守ろうではありませんか、市長の見解をお聞きます。

市長答弁(抜粋)

まずはこのような状況になったことに対しては私としても深く受け止め、市民の皆様には大変ご心配をおかけしていることを改めて心よりお詫び申し上げます。また、市民の皆様に不安と混乱を招いていることを重く受け止めて公正で透明性の高い市政を進めてまいりたいというふうに考えております。

田所よしお つぶやき

本市が安全、安心で豊かな社会、そして健やかな暮らしが持続可能である市政運営を継続するために動機善なりや、私心なかりしや、本当に佐野市民、公共の利益を目指しているのか、おのれ自身の都合なのか自問自答し、社会的、人道的倫理観を持って人道的立場に立脚し、今こそ人生哲学を持って対応していただきたくお願い申し上げます。

百条委員会最終報告(3月12日)以下報告書抜粋

(1)虚偽の証言に対する告発について

本特別委員会の目的を果たす上で、書面での調査では解明できなかった疑義の多くが百条調査権に基づく証人尋問により解明されたことは高く評価できる。一方で「良心に従って真実を述べ」と宣誓したにもかかわらず、市長の証言の多くが他の複数の証人証言と相反する内容であったことから、百条調査権が疑義のすべてを解明できるものではないことも明らかになった。その中で、再発防止に向けた方策を市に提言するため、証言及び提出された資料(記録)に基づき本特別委員会としての「事実認定」を行ったところであるが、合わせて「偽証」としても認定することで百条委員会の

権威を保持し、再発の防止にも寄与するとの認識の下、以下につき「虚偽の証言」として指摘するものである。

① 《対象者》金子 裕 証人(佐野市長)

② 《虚偽の証言》募集要項変更之际し「指示をしていない」とした証言

③ 「他の証人の主な証言」

「(当該指定管理者募集における質問受付期間締め切り前である8月13日のお昼前)金子市長から呼ばれ、担当副市長も同席し『PFI実績のある事業者が入れるように応募資格を何とか直して欲しい、見直してほしい』という指示でした」(1月7日所管課職員証言)

④ 《市長から指示があったとする根拠》

市長から指示を受けたとする所管課職員は「(令和3年8月13日に市長に)呼ばれて行った「市長からこの表現では駄目だ」「PFI事業(民間の資金と経営能力、技術力活用)」というのをうたいなさい」等、市長がPFI要件にこだわっていた旨を証言しているが、これは本特別委員会に提出された同職員が市長に渡した文書(PFI部分が下線により強調されている)によって裏付けられている。

また市長は「私が呼んだのではなくて、所管課職員が来たと記憶している」と証言していたが、同職員は市長に近い上位の役職ではないことから市長に呼ばれて市長室に行くことになったという経緯も自然である。

加えて、同職員の証言内容は具体的かつ詳細であり。現職の職員である承認が偽証罪となりえる虚偽証言を敢えてする動機が見受けられないことも踏まえると、同職員の証言は全体的に信用することができる。

等々の盛り沢山の最終の報告書を提出し賛成多数で可決された、同特別委員会の証人尋問で金子市長が指示を否定した証言を偽証だと認定し告発する緊急動議が可決された。

告発 緊急動議可決後、金子市長に対する辞職勧告決議案が提出され、賛成11、反対11の同数になり議長採決の結果否決されました。